

鳥取県訓令第8号

鳥取県職員表彰規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県職員表彰規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員表彰規程（昭和41年鳥取県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(表彰の種類)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 部長表彰は、部長（鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）<u>第14条第1項</u>に規定する<u>部局長</u>、会計管理者及び労働委員会事務局長をいう。以下同じ。）が前条第1項各号のいずれかに該当する職員（知事の事務部局及び労働委員会の事務局に勤務する職員に限る。）に対して行う。</p> <p>4 総合事務所長表彰は、総合事務所長（<u>鳥取県総合事務所等設置条例</u>（平成15年鳥取県条例第40号）第2条第1項に規定する総合事務所（以下「総合事務所」という。）の長をいう。以下同じ。）が前条第1項各号のいずれかに該当する職員（総合事務所に勤務する職員に限る。）に対して行う。</p>	<p>(表彰の種類)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 部長表彰は、部長（鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）<u>第14条第2項</u>に規定する<u>部局長等</u>、会計管理者及び労働委員会事務局長をいう。以下同じ。）が前条第1項各号のいずれかに該当する職員（知事の事務部局及び労働委員会の事務局に勤務する職員に限る。）に対して行う。</p> <p>4 総合事務所長表彰は、総合事務所長（<u>鳥取県総合事務所設置条例</u>（平成15年鳥取県条例第40号）第2条第1項に規定する総合事務所（以下「総合事務所」という。）の長をいう。以下同じ。）が前条第1項各号のいずれかに該当する職員（総合事務所に勤務する職員に限る。）に対して行う。</p>

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。